

令和 2 年 度

前期授業料減免のしおり

(学部 (過卒生)・大学院・留学生用)

※修業年限を超える学生は申請できません

(注)

授業料減免を申請したい学生は、このしおりをよく読んで授業料減免制度の趣旨を理解し、また、記入上の注意等に留意した上で、所定の期限までに提出してください。

なお、申請書類等に不備がある場合は、選考対象外となるので十分注意してください。

受付期間	令和 2 年 4 月 9 日 (木) ~ 4 月 22 日 (水) 学部生
	令和 2 年 4 月 15 日 (水) ~ 4 月 22 日 (水) 大学院

受付時の混乱を避けるため、学部生と大学院生ごとに期間を設定しています。

提出受付期限後の提出は、一切受け付けません。なお、受付時間は各日17時までです。

※ 授業料減免申請に関する照会先

教務学生課 ☎ (098) 882-5080

住所：〒903-8602 那覇市首里当蔵町1-4

令和2年度前期授業料減免申請

I 対象基準

- (1) 天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者
- (2) 生活保護法による保護を受けている者と同一世帯内にある者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に免除又は減額の必要があると認められた者

(注) 次の者については、選考の対象外です。

- ① 令和2年度原級留め置きの措置を受けている者又は在籍期間が修業年限を超えている者（病気休学・留学など特別な理由があると認められる者を除く。）
- ② 申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を指定された期限までに提出しなかった者

II 減免の額

納付すべき授業料の全額又は1/2相当額

III 選考基準概要

(1) 家計の基準

減免可否の判定は、申請者の属する世帯全員の前年1年間の総所得金額から、特別控除額等を差し引いた金額を認定所得とし、その額と県の定める収入基準額の差額から困窮度を区分して、免除・減額・不承認と判定されます。

(2) 学力の基準

ア 学部学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

(ア) 1年次在学者

高等学校長から提出された成績書の評定平均値が3.0以上の者とする。

(イ) 2年次以上の在学者

前年次までの学業成績評定平均値が2.0以上の者とする。

イ 大学院学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

(ア) 1年次在学者

大学及び大学院の学業成績評定平均値が2.0以上の者とする。

(イ) 2年次以上の在学者

前年次までの学業成績評定平均値が2.0以上の者とする。

※学業成績評定平均値の算出方法（学部1年次を除く）

- ① 成績評価の換算は、1単位につき優を3点、良又は認定を2点、可を1点、とする。
- ② 学業成績評定平均値は、取得した科目の成績換算合計点を取得した科目の総単位数で除して算出する。

$$\text{学業成績評定平均値} = \frac{\text{成績評価換算点}}{\text{履修教科の単位数}}$$

$$\text{成績評価換算点} = (\text{優} \times 3) + (\text{良} \times 2) + (\text{可} \times 1)$$

* (1)家計基準及び(2)学力基準の両方の条件を満たす者。

IV 提出書類 『提出書類一覧』参照

V 受付期間 令和2年4月9日（木）～4月22日（水） 17時まで
（学部生・大学院生別に受付日を設けています。）

- (注) ① 土・日曜日及び祝祭日は申請書の受付は行いません。
② 原則として本人が持参したもののみ受理します。
③ 受付期間終了後の申請は認めません。

VI その他

<要注意!!>

授業料減免申請者は、承認又は不承認の決定通知があるまで授業料を納付しないこと。もし、納付した場合は返還できませんので、ご注意ください。

なお、減免不承認者及び1/2減額者は、その決定後速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。結果は自宅に送付します。

提出書類一覧

I 申請者全員が提出する書類

0	申請書類チェックリスト
1	授業料等減免申請書(第1号様式) - 申請する理由を詳細に記入すること。 - 申請者と保証人がそれぞれ、自筆、押印のこと。(注)印鑑は同じものを使用しないこと。
2	家庭状況調書(第2号様式) - 家庭状況欄には、申請者本人も含めて記入すること。 - 生活状況欄も記入漏れがないよう注意すること。 - 兄弟に大学・高校・専門(専修)学校生がいる場合、 <u>在学証明書を添付すること(申請者除く)</u> 。
3	住民票謄本 (「世帯全員の住民票の原本と相違ない…」と記載があるもの) - 同一生計者全員提出すること。 - マイナンバーの記載があるものは受付できません。 - 生計は一つだが、別居している家族がいる場合は、その者の住民票も提出。 - 住民票と現住所が一致しない者は、アパート等の場合は契約書の写し、寮の場合は入寮証明書等を添付すること。
4	市町村長の発行する所得証明書又は市町村民税課税証明書 - 申請者及び <u>無職の者も含むその家族全員分</u> 。(中学生以下は不要) - 収入金額と所得金額が明記されている証明書。
5	市町村長の発行する固定資産についての資産証明書 - 申請者及びその <u>家族全員分(0歳児以上全員必要)</u> 。 - 固定資産が無い場合は、無資産証明書。市町村で発行していない場合は、任意の書式(指定様式なし)で、その旨作成し提出すること

※申請資格生活保護世帯の場合、上記4、5は省略。

II 本人または家族に該当する者がいる場合に提出する書類

	該当事項	証明書類	発行先
6	生活保護を受けている者	・生活保護証明書 ※生活保護世帯の場合、9以降の書類省略可	福祉事務所
7	火災・風水害盗難等の被害を受けた者 ※平成30年大阪地震、平成30年7月集中豪雨、平成30年北海道胆振東部地震による被災世帯はこちらを提出してください。	・罹災証明書(必須) (以下は該当ある場合に提出) ・最低限度の家具購入費、修理費等領収書(写) ・生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受け、長期にわたって収入減となる年間金額が証明できる書類 ・保険、損害賠償等による補てんされた金額のわかる書類(写)	市区町村役場 ほか
8	就職又は転職した者 (平成30年1月以降の就職又は転職)	年間の収入(見込)がわかるもの ・年収支払(見込)証明書 ・3ヶ月分以上の給与および賞与支給明細書(写)等	勤務先

9	雇用(失業)保険受給者	・雇用(失業)保険受給資格者証明書(写) ※第1面及び第3面の写し	ハローワーク
10	退職者(平成30年1月以降に退職した者)	・退職証明書 及び 退職金がわかる証明書	勤務先 職業安定所
11	無職の者 (9、18以外の者で無職の者)	・無職証明書(様式任意) 記入例>> (無職者氏名)は○年○月より無職であることに相違ありません。民生委員記名押印	民生委員等が 作成し、記名押 印
12	年金(恩給、老齢年金 遺族年金等)受給者	・年金受給証明 ・年金振込通知書(写) 等	日本年金機構 等
13	児童扶養手当受給者	・児童扶養手当受給証明書 ・児童扶養手当証書(写) 等	市区町村役場
14	児童手当受給者	・児童手当受給証明書	市区町村役場
15	本人がアルバイトをしている 場合	・アルバイト収入(見込み)証明書 ・源泉徴収票(写) 等	アルバイト先
16	本人及び兄弟で奨学金を 受給している者	・奨学生採用通知(写) ・奨学金受給証明書 等 ※月額、受給期間がわかるもの。 ※本人が日本学生支援機構奨学生の場合、家庭状 況調書奨学金欄にその旨記入、添付書類は省略可。	
17	高等学校以上の就学者	・在学証明書 専門(専修)学校に在学している者は、課程(高等・専 門)の種類を明記のこと。 (予備校等学習塾は対象外)	在学している学 校
18	障害者	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等 (写)及び障害年金受給証明	市区町村役場
19	長期療養者 (6ヶ月以上療養が継続)	・診断書(病名・療養期間記載のもの) ・治療費(自己負担分)領収書(写) (申請時前6ヶ月分) ただし、医療保険等で還付保証の無いもの	医師 病院・薬局
20	主に家計を支えている人が 単身赴任等で別居している 世帯	・単身赴任先の住居、光熱費等の領収書(写) ※3ヶ月分以上	
21	社会人選抜入学による 学部1年生	・高等学校の成績証明書	出身高校
22	学資負担者の死亡 (過去1年以内の死亡)	・死亡の確認できる書類(戸籍抄本等)	市区町村役場 等

申請書類チェックリスト

令和 年 月 日

学生番号 _____

_____ 学部・研究科

_____ 専攻・専修

氏 名 _____ 印 _____

書類に不備がないか□にレ点を伏しチェックし、番号順に揃え、配布した封筒に入れて提出すること。

I 申請者全員が提出する書類

本人チェック欄

<input type="checkbox"/>	1	授業料等減免申請書(第1号様式)
<input type="checkbox"/>	2	家庭状況調書(第2号様式)
<input type="checkbox"/>	3	住民票謄本 *家族全員分 (住民票と現住所が一致しない者はアパート等の契約書の写し、入寮証明書)
<input type="checkbox"/>	4	市町村長の発行する所得証明書又は市町村民税課税証明書 *中学生以下を除く家族全員分
<input type="checkbox"/>	5	固定資産についての市町村長の発行する資産証明書 又は 無資産証明書 *家族全員分(0歳児以上全員分)

※申請資格(2)生活保護世帯の場合、上記4、5は省略

II 本人または家族に該当する者がいる場合に提出する書類

該当する・しない

<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	6	生活保護受給証明書
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	7	罹災証明書 最低限度の家具購入費、修理費等領収書 等
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	8	就職・転職した者(平成30年1月以降の就職・転職)の新勤務地の ①年収又は月収(見込み・予定)証明書 ②直近3ヶ月以上の給与支給明細書及び賞与支給明細書写し *①②のうちいずれか
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	9	現在失業手当を受けている者の雇用保険受給資格明書(写) *第1面及び第3面の写し

裏面に続きます

<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	10	平成30年1月以降に退職した者の退職証明書 及び 退職金がわかる証明書
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	11	無職証明書(様式任意) *記入例>> (無職者氏名)は○年○月より無職であることに相違ありません。民生委員記名押印
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	12	年金受給証明(年金振込通知書等)
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	13	児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当証書(写) 等
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	14	児童手当受給証明書
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	15	アルバイト収入(見込み)証明書 源泉徴収票(写) 等
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	16	<u>本人及び兄弟</u> の奨学生採用通知(写)又は奨学金受給証明書等
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	17	兄弟の在学証明書 [※ <u>兄弟が高校生以上の場合、必須</u>] *そのうち、専門(専修)学校に在学している者は課程(高等・専門)の種類 についても証明書に明記のこと。(予備校等学習塾は対象外)
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	18	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等(写)及び障害年金受給証明
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	19	6ヶ月以上療養が継続している者の、診断書(病名・療養期間記載のもの)、 診療費領収書(写)(申請時前6ヶ月分) *ただし、医療保険等で還付保証の無いもの
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	20	単身赴任先の住居、光熱費等の領収書(写) ※3ヶ月分以上
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	21	高等学校の成績証明書 *社会人選抜入学による学部1年生のみ
<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	22	過去1年以内に学資負担者が死亡した場合、その死亡が確認できる書類(戸籍抄本等)

Ⅲ その他確認事項

- 申請結果が減額及び不承認となった場合、決定から15日以内に以下金額を納めることを確認した。
- 提出期限を過ぎた場合には、審査対象にならないことを確認した。

授業料等減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

学 部 学科 年次
研究科 専攻

学 生 番 号

現 住 所

氏 名 印

保証人住所

氏 名 印

（本人との関係）

下記の理由により令和2年度（前期）授業料の免除（減額）を受けたいので、
沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

理由（詳細に記入すること。）

（関係書類）

- (1) 授業料及び入学料の免除又は減額を受けようとする者にあつては、家庭状況調書（第2号様式）並びに本人及びその家族の市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の資産証明書（第3条第2号の規定に該当する者については、家庭状況調書のみとする。）
- (2) 生活保護法による保護を受けている者と同一世帯内にある者にあつては、福祉に関する事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に定めるもの）の長の証明書
- (3) 学位論文審査料の免除を受けようとする者にあつては、単位修得満期退学証明書の原本及び学位申請書の写し

家庭状況調書

申請書	氏名	年 月 日生		
	現住所			
	本籍			
	通学種別	自宅 下宿 間借 学寮 その他（ ）		
	現在受けている 奨学金	有 無	奨学金名（貸、給）	
	奨学金	金額月額（ 円）		
保証人	氏名（年齢）	（ 歳）		
	勤務先		年収（税込）	

家庭状況（本人も記入すること）

氏名	続柄	年齢	同居 別居 の別	勤務先又は学校名及び学年	年 収 (税 込)
		歳			

家族及び本人の生活状況（詳細に記入すること。）

よくある質問 Q & A

Q1: 授業料免除の書類提出期限を過ぎました。受け付けてもらうことはできますか？

A1: 期限内に書類を提出している他の申請者との公平性を踏まえ、期限を過ぎた申請は受け付けていません。万一、特別な事情により遅れそうな場合は、必ず事前に担当者に相談してください。

Q2: 必要書類がそろっていないのですが、受付できますか？

A2: 期限までに必要書類がそろっていない場合、受付はできません。

窓口での申請時に書類不備が発覚することもありますので、早めの申請をお勧めします。特別な事情により入手困難な書類がある場合は、事前に相談してください。

Q3: 申請書は、家族か記入しても良いですか？

A3: 申請書は、申請者である学生本人が、家庭の状況を把握した上で、記入していただくことになっております。記載内容について聞き取りや質問をすることもありますので、応じることができるよう事前準備してください。

Q4: 母子(父子)家庭なのですが、授業料免除を受けられますか？

A4: 母子(父子)家庭など、特別な事情のみによって授業料が免除されることはありません。家庭に特別な事情がある場合でも、家計基準と学力基準の両方を満たす必要があります。

Q5: 源泉徴収票や確定申告書を提出したので、所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A5: 所得証明書は申請者とその家族全員分提出する必要があります。申請者本人及び無職の者も含む家族全員分(中学生以下は除く)を提出してください。

Q6: 同居する兄が平成31年4月より就職しました。昨年の収入はなく、就職先が発行した年収支払(見込)証明書を提出するので、所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A6: 所得証明書は申請者とその家族全員分(中学生以下は除く)提出する必要があります。昨年無収入であっても、また、就職(転職含む)により、年収支払証明書を提出する場合であっても、併せて所得証明書を提出してください。

なお、就職し、かつ、生計を別にしている(別居し、経済的に自立している)兄弟については、家庭状況調書への記入並びに各種証明書を提出する必要はません。

Q7: 母が専業主婦で収入がありません。所得証明書は提出しなくてもよいですか？

A7: 所得証明書は申請者とその家族全員分提出する必要があります。無収入でも提出してください。あわせて、無職証明書をとり寄せ提出してください(失業保険受給中、障害等による無職を除く)。

Q8: 入学金(または昨年度後期授業料)も減免申請をしました。住所など記載されている情報に変更はありませんので、提出しなくてもよいですか？

A8: 申請はその都度行うものです。入学金や後期とは別の申請になりますので、新たに取り寄せ提出してください。

Q9: 審査結果の通知はいつですか？

A9: 前期分は7月(予定)、後期分は12月(予定)に、申請者へ郵送します。減免不承認及び1/2減額者は納付書郵送先に送付します。

Q10: 申請書を受け付けてもらいましたが、これで申請は完了しているのですか？

A10: 当該期の結果通知まで、申請は完了していません。学校で受理した申請書は、学内で審査後、沖縄県庁へ送付され、県の審査を経て知事が減免を決定します。結果通知の直前まで審査は行われており、追加書類の提出を求められる場合もあります。求められた書類を提出しない等、申請者としての義務を怠った場合、申請が無効となってしまいます。受付後も担当者からの連絡には速やかに対応できるよう、ご注意ください。なお、連絡は申請者本人に行います。

[教務学生課 TEL: 882-5080]

授業料の減免申請手続を行う学生のみなさんへ

教務学生課

減免申請の審査基準に基づき減額・免除の措置が受けられるのは、申請者の半分以下でしかありません。

減免申請の際は、「しおり」に記載されているように多くの証明書類が必要です。各種証明書類は、費用負担が生じるもので、一回の申請につき数千円の費用がかかる場合があります。

そのため係では、学生のみなさんの費用負担の軽減のため、申請に際しての注意事項を下記のとおり作成しましたので、参考にしてください。

記

- ・**家族全員**の所得証明書の合計所得が**200万円**を超えている場合は、世帯の人数やその他の要因にも左右されますが、ほとんど該当しません。
- ・奨学金も収入として計算され、住宅ローンやその他借入金の返済は考慮されません。
- ・家族が多い場合や、本人以外に就学者がいる場合、家族に病気・障がいを持つ方がいる場合には、200万円以上の所得でも該当する場合があります。
- ・前回免除又は減額であっても、家計状況の変化等によっては今回もそうなるとは限りません。
逆に、前回該当しなかった方も家計や家族状況の変化により、該当する可能性もあります。
- ・奨学金の貸与を受けている場合、減免の可能性は低くなります。

※参考

正規授業料 半期分:267,900円 減額:133,950円

申請結果が減額及び不承認となった者は、決定から15日以内に上記金額を納めなければなりません。